

平成29年5月中に海難審判所で言い渡された13件の判決がホームページに掲載されました。(7/12)

地方海難審判所(全国8か所) 16件【4月言渡しの3件を含む】

衝突4, 乗揚9, 施設等損傷2, 遭難1

(関係船舶) 漁船13, プレジャーボート4, 貨物船3, 押船1, 油送船1

4月～5月に言い渡された中央の海難審判所(東京)の判決はありませんでしたので、この間に地方海難審判所が言い渡した判決16件のうち、1件[航行中の貨物船と停留中の漁船との衝突事件]の概要をご紹介します。公表された判決書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/29nen/6mj/mj2905/28mj046.html

ちなみに、海難審判所(東京)には地域管轄はなく、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 2 5人以上が死亡又は行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の漁船又は300総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

地方海難審判所 裁決書(H29.5) (A)貨物船 開山丸 (B)漁船 盛漁丸 衝突事件

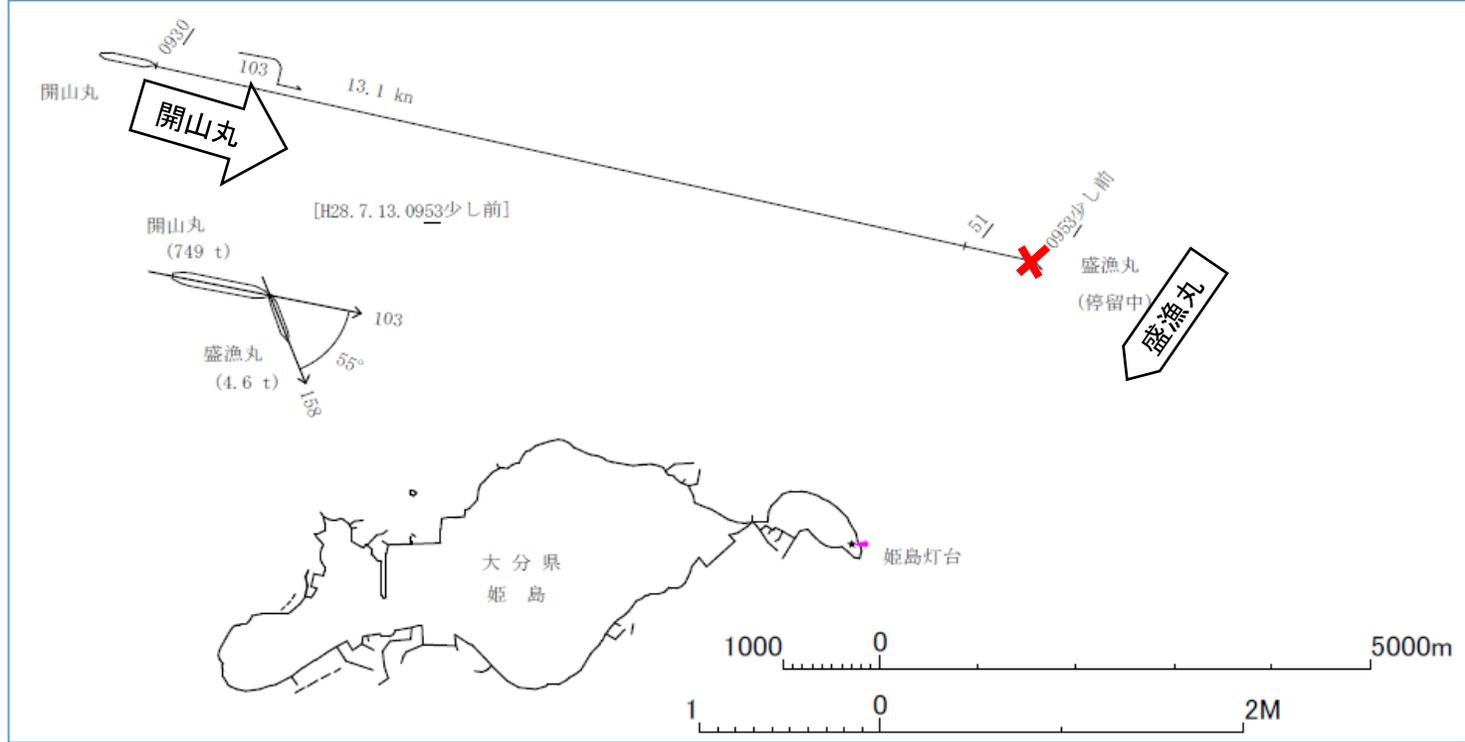
<概要>
 航行中の貨物船(749トン・7人乗組, 空倉)と, 停留中の漁船(4.6トン・3人乗組, 刺し網漁の揚網作業中)とが衝突した。

<発生日時・場所>
 平成28年7月13日(水)09時53分少し前
 大分県姫島東方沖合

<死傷>
 (A)なし
 (B)1名骨折

<損傷>
 (A) 船首外板に擦過傷
 (B) 右舷船尾外板に割損, オーニング支柱に曲損

<受審人>
 (A) 当直甲板員(六級海技士(航海)) ←【補佐人付】
 (B) 船長(小型船舶操縦士)



(航法の適用)
 海上衝突予防法: 船員の常務

航行中の貨物船と, 刺し網漁の揚網作業に従事して停留中の漁船とが衝突したもので, 海交法適用海域で発生したが, 海交法に両船の関係を適用する規定はなく, 予防法が適用される。

漁船は刺し網漁の揚網作業に従事していたものの, 機関を使用して移動できる状態であったために漁労従事中の船舶とは認められず, 予防法18条(各種船舶間の航法)を適用することはできない。

また, 予防法には航行中の船舶と停留中の船舶に適用できる規定がないので, 予防法38, 39条により“船員の常務”で律するのが相当。

《原因》
 (A) 主因: 見張り不十分で, 前路で停留中の漁船を避けなかった
 (B) 一因: 見張り不十分で, 衝突を避けるための措置をとらなかった

《懲戒》
 (A) 甲板員: 見張りを十分に行わなかった職務上の過失 → 業務停止1箇月
 (B) 船長: 見張りを十分に行わなかった職務上の過失 → 戒告